

## 一般社団法人静岡県公認心理師協会倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、一般社団法人静岡県公認心理師協会(以下「本会」という。)一般社団法人静岡県公認心理師協会倫理綱領第9条に基づき、本会会員(以下「会員」という。)に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 本規程は、会員が行う心理支援活動(ひろく人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする活動を含む。以下同じ。)における倫理について、その適正を期することを目的とする。

(倫理委員会)

第3条 本会は、本規程第2条に係る事項を審議するために倫理委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するために、本会会長(以下「会長」という。)の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 倫理綱領及び本規程等の改廃に関する審議
- (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (3) 会長からの諮問に基づく倫理問題に関する審議、調査及びその結果の答申
- (4) 本会への倫理に関する問い合わせについての本会の事務局員等への助言
- (5) その他、会長が必要と認める業務

(秘密の保持)

第5条 委員及び事務局職員は、前条の業務を遂行するにあたり、知り得た秘密を厳守し、個人情報等を漏洩してはならない。委員退任後及び事務局職員退職後も同様とする。ただし、委員会の職務遂行に必要な事柄については、この限りではない。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、本会理事会より選出された理事及び理事会において承認された会員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、本条第1項の理事の1名が会長の指名を受けて就くものとする。

(委員会の運営)

第7条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が事故や疾患等によって職務を全うできない場合は、委員の互選で選出された委員が委員長職務を代行して行う。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 倫理調査の被申立人となった委員は会の職務を離れなければならない。

(委員会の調査)

第8条 委員会は、本規程第4条(3)に定める業務における事実確認のため必要と認められた場合は、調査を行うことができる。

- 2 調査を行う委員(以下「調査委員」という。)は2名以上とする。
- 3 調査委員は、調査の結果を委員会に報告しなければならない。
- 4 調査委員及び調査・審査の手順等については別に定める。

(委員会の報告)

第9条 本規程第4条(3)に定める業務については、委員会は会長が諮問した日から起算して6か

月以内に結果を答申するものとする。ただし、事情により調査に期間を要する等の場合であつて、会長が認めるときは期限を延長することができる。

2 委員会が必要に応じて職能関連団体の倫理担当部門と連絡調整するものとする。

3 倫理違反が認められた場合に委員会が答申する処遇案は、注意、嚴重注意、教育・研修の義務づけ、一定期間内の会員活動の停止、除名、及びその他の事案に応じて適切と考えられる処遇内容のいずれか、又はそのうちのいくつかを含むものとする。

4 第1項に規定するもの以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告するものとする。

(処遇)

第10条 最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

2 処遇を決定された会員が、処遇に従わない場合には、当該処遇を含め、前項に定める手続きにより、再度の処遇を決定する。

3 会長は、問題の性質によっては、その事案の概要及び処遇結果を職能関連団体等に速やかに報告する。

(処遇の公表)

第11条 理事会は、前条で決定された処遇を公表することができる。

2 公表の内容、方法及び期間については、理事会が決定する。

(記録の保管)

第12条 第4条(3)に定める業務に係る記録は、鍵のかかる場所に保管し、会長又は倫理委員長の許可なく、閲覧することができないものとする。

2 保存年限は10年とする。

(改廃手続き)

第13条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

附 則

本規程は、令和5年4月1日から施行する。